

マージン率等の情報提供

株式会社マーズ 本社

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

2022年度における情報提供を下記の通り公開いたします。（対象期間：2022年3月～2023年2月）

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

マージン率	=	$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$
(小数点第2位以下を四捨五入)		

1.	派遣労働者数の数	3	
2.	派遣先の数	1社	
3.	派遣料金の平均額 (8h平均)	35,000円	
4.	派遣労働者の賃金の平均 (8h平均)	16,506円	
5.	マージン率	52.8% ※ マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費や契約内容上請求できない場合の残業代補填料等、及び営業利益が含まれています。	
6.	教育訓練に関する事項	個人情報保護に関する集合研修	
		情報セキュリティに関する集合研修、およびe-Learningの実施	
		情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する集合研修の実施	
		賃金支給	有
		費用負担	無
7.	派遣労働者の待遇に係る 労使協定を締結している か否かの別	<input type="checkbox"/> 労使協定を締結していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 労使協定を締結している。 ・協定書の有効期間終期（令和6年3月31日） ・協定労働者の範囲（ソフトウェア作成者）	
8.	福利厚生に関する事項	年次有給休暇・定期健康診断	

マージン率等の情報提供

株式会社マーズ 東京オフィス

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

2022年度における情報提供を下記の通り公開いたします。（対象期間：2022年3月～2023年2月）

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

マージン率	=	$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$
(小数点第2位以下を四捨五入)		

1.	派遣労働者数の数	4人
2.	派遣先の数	2社
3.	派遣料金の平均額 (8h平均)	34,250円
4.	派遣労働者の賃金の平均 (8h平均)	20,526円
5.	マージン率	40.1% ※ マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費や契約内容上請求できない場合の残業代補填料等、及び営業利益が含まれています。
6.	教育訓練に関する事項	個人情報保護に関する集合研修
		情報セキュリティに関する集合研修、およびe-Learningの実施
		情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する集合研修の実施
		賃金支給
費用負担	無	
7.	派遣労働者の待遇に係る 労使協定を締結している か否かの別	<input type="checkbox"/> 労使協定を締結していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 労使協定を締結している。 ・協定書の有効期間終期（令和6年3月31日） ・協定労働者の範囲（ソフトウェア作成者）
8.	福利厚生に関する事項	年次有給休暇・定期健康診断